タカタータンマイスター認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、タカタータン生地を使用する商品開発を支える技能・技術者の中から特に優れた者をタカタータンマイスターとして認定することにより、その社会的評価を高めるとともに、タカタータンマイスターの活動によって、優れた技能・技術の継承・発展と人材の確保・育成を図り、タカタータンの商品開発の振興に資することを目的とする。

(タカタータンマイスター認定委員会)

- 第2条 認定基準を定めるマイスターの選定に関する重要事項の審議並びに、タカタータン委員会事務局(以下「事務局」という。)から認定状況の報告を受け認定制度の効果を計るため、タカタータンマイスター認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、タカタータン委員会の委員長の指名によって選任し、委員6名以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は、妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の運営については、別に定める。

(認定基準)

- 第3条 タカタータンマイスター認定の対象とする技術は、縫製技術、ものづくり技術とする。 次の各号のいずれかの要件に該当するものに対して行う。
 - (1) 卓越した技能・縫製技術を有する者
 - (2) 人格者で有ること
 - (3) 技能に関する有資格者は認定書及び証書を提示すること
 - (4) その他、委員会が認めた者

(認定申請・認定決定等)

- 第4条 タカタータンマイスターの認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、タカタータンマイスター認定申請書(様式第3号)により事務局に申請するものとする。
- 2 前項の申請は、認定を受け商品開発するサンプルを添付して行うものとする。
- 3 第1項に規定する申請が行われた場合は、委員会で縫製等に関し、認定基準と照合、審査するものとする。
- 4 委員会が技術を認めた者には、「タカタータンマイスター」の称号を付与する。マイスター の称号を認められた者のみが商品開発・制作をすることができる。
- 5 委員会は前項の規定により認定を決定したときは、当該申請者に対して認定書(様式第4号) を交付するものとする。なお認められない場合はその理由を通知する。

(認定の表示)

第5条 第4条の規定により認定を受けた者は、タカタータンロゴの織りネームやタグを当該商 品の包装に表示することができる。

(認定の有効期間及び更新)

- 第6条 第4条第3項または第5項の規定による認定の有効期間は、認定の日から5年間とする。
- 2 認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間の満了する日の3カ月前までに、タカタータンマイスター認定更新申請書(様式第6号)により事務局に申請し委員会の再審査を受けるものとする。
- 3 委員会は再審査で前項の申請が適当と認められたときは、認定を更新するとともに、当該申 請者に対して認定書を交付するものとする。
- 4 前項の規定により更新される認定の有効期間は、第1項に規定する認定の有効期間の満了する日の翌日から5年間とする。

(点検及び指示)

- 第7条 事務局は、この事業の適正な運用を図るため、委員長の指示で、認定したタカタータンマイスター認定書記載事項に関する点検を行うことができる。
- 2 認定者は、前項の規定に基づいて事務局が行う点検に協力するとともに、その指示に従うものとする。

(認定基準遵守のチェックと責任の所在・事故等への対応)

- 第8条 本制度は、申請者の意思による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とすることから、認定した商品に問題が生じた場合の責任は、申請者自身に帰属するものであり、認定商品の流通や販売、認定商品の消費や使用において事故等が発生したときは、一切の責任を負うこと。
- 2 認定者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときには事務局に速やかに連絡すること。 なお事務局の指示があったときは、その報告書を提出すること。
- 3 事務局が認定商品の苦情等を受け付けたときは、認定者に対し速やかにその内容を連絡する。 認定者はこれに誠意をもって対応し、その状況を報告すること。
- 4 委員会は事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、委員会が所属する 観光交流協会の運営する認定商品のホームページでその内容を公表する。なお、新聞社及びテ レビ局等の報道機関への情報提供も同様とする。
- 5 委員会は前項の公表により、認定者及びその取引関係先において経済的な損害その他不測の 事態が発生した場合でも、一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認定の取消し)

第9条 委員会は、認定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品に対する認定を 取り消すことができる。

- (1) 認定の取り消しの届け出があったとき
- (2) 認定マークを不適正に使用したとき
- (3) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。
- 2 委員会は、この要綱に重大な違反をして認定を受け、またはタカタータンマイスターに対す る信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに当該者の受けた認定商品の取り消しを 行い、再度の認定申請も拒否することができる。
- 3 委員会は、第1項の規定に基づき認定を取り消した場合は、認定者にその旨を通知するものとする。
- 4 第1項第1号の認定の取り消しの届け出は、タカタータンマイスター認定取消届出書(様式 第7号)により行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は委員会が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年10月28日から施行する。